

2 関係機関との連携

(1) 学校としての連携の必要性

次のような事例のときは、学校だけの働きかけで解決するには難しく、関係機関と連携しながら指導・援助していくことが必要です。

家族のなかに問題(虐待を含む)があって、学校からの指導・援助が困難な場合。
専門医の治療が必要と思われる身体症状や、常識的に考えて不可解な言動をとる場合。

- ・ 拒食や過食などの摂食障害がある。
- ・ 一日に必要な睡眠量が取れない。
- ・ 頻繁に手洗いしたり、衣服を着替えたりするなど、行き過ぎたこだわりや潔癖症がみられる。
- ・ 身体の不調や不安を強く訴える。

欠席が長期にわたり、解決の道筋がみえない場合。

学校からの働きかけが行き詰った場合。

本人あるいは家族が関係機関での相談を希望している場合。

(2) 関係機関を紹介するときの留意点

相談機関を紹介する場合、学級担任が保護者や子どもと十分なかかわりを持ち、信頼関係ができていることが大切です。

学級担任は、自分の気持ちを丁寧に伝えるために、直接保護者に会って、保護者の気持ちを受け止めながら、関係機関を紹介していく。

学校側が特定の相談機関を決めることなく、それぞれの相談機関の特徴などを説明し、判断は保護者に任せるようにする。



(3) 学校として関係機関に相談するときの留意点

学校の思いを伝えながら，子どもへのよりよい支援について考えていくことが大切です。

学校として，これまでかかわってきた子どもの様子や経緯について伝える。
学級担任として考えられるきっかけや原因を伝える。
望んでいるサポートについて，学校の思いを伝える。
解決に向けての方向性について，学校と関係機関が共通理解を図る。

(4) 関係機関との連携の留意点

相談機関に通所することになっても，相談機関に任せきりにしないようにすることが大切です。

常に，相談機関の相談員と学級担任や相談チームが連絡を取り合う。
子どもや家族の状態を情報交換しあい，援助の方法を必要に応じて見直す。
相談機関には守秘義務の原則があることをふまえて対応する。
家庭訪問をしたり，電話をしたりして，子どもや保護者との信頼関係を保つように心がける。

